

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長 福田 理
(公印省略)

下記のとおり、一般競争入札に付します。

記

1 入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
05-1-2143-1621-0003-00	201、202倉庫内等建屋の解体・撤去等	1式	令和6年1月31日	航空補給処

2 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格において等級A、B、C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者(競争参加地域は問わない。)、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。))又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- 日時 令和5年9月21日 (木) 午前11時00分
(送達による入札書の受領期限は、令和5年9月20日 (水) 午後5時必着)

5 入札参加申込の期間及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- 期間 公告日～令和5年9月19日 (火) 午後5時
- 申込 入札に参加する者は、上記期間内に一般競争入札参加申込書を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

- 全額免除する。
- 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札、仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特殊条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

9 適用する契約条項

役務請負契約一般条項、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合)

10 入札書の記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4（2）に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (4) 落札決定後、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認するため、別紙様式第1を提出する（FAX可）。なお、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（別紙様式第2）の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとする。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 飯田事務官
TEL 0438-23-2361 （内線5082）
FAX 0438-22-6913

流動資産担保融資保証制度に伴う確認

調達要求番号： _____

調達件名： _____

貴社は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しますか。

- 1 該当する 2 該当しない

1と回答された場合、下表の左欄に○をご記入ください。

	業 種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
	製造業、運送業、鉱業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下

会社名（団体名） _____

担当責任者氏名 _____

債権譲渡制限の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限の部分的解除)

第1条 契約一般条項第3条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

- 2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条甲 及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

調達要求番号：05-1-2143-1621-0003-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	ZDS-G-N2006-0
名称	201, 202 倉庫内等建屋の解体・撤去等	防衛大臣承認	
		作成年月日	5. 8. 2
		改正年月日	
		単位	式
		作成部隊等名	航空補給処保管部利材課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊航空補給処において使用する201, 202倉庫内等建屋の解体・撤去等について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.2.1 引用文書

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- 海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27. 3. 18）

1.2.2 関連文書

201, 202倉庫内事務室等建屋建材のアスベスト含有分析調査報告書

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

海上自衛隊航空補給処201倉庫内, 202倉庫内, 202倉庫裏及び203倉庫裏
詳細は、付図1～7のとおり。

2.2 作業日程

作業日程は、契約後速やかに監督官と事前調整する。

2.3 役務の対象品目

役務の対象品目は表1に示すとおり。

表1－役務の対象品目

番号	物品番号	品名	種類	単位	数量	場所
1	N/S	回収作業室	木製等	OT	1	201倉庫
2	GLA 5450-161-01899	パーティション型保管所（南東プレハブ）	樹脂, 鋼鉄製等	OT	1	
3	N/S	北側流し台	木製, 鋼鉄製等	OT	1	

表 1 - 役務の対象品目 (続き)

番号	物品番号	品名	種類	単位	数量	場所
4	GLB 5450-161-01889	パーティション型作業所 (旧利材課事務室)	石膏・木製及び 鋼鉄製等	OT	1	202倉庫
5	GLA 5450-161-01899	パーティション型保管所 (旧恒温恒湿庫(大))	木製及び 鋼鉄製等	OT	1	
6	GLB 9999-161-00119	恒温恒湿庫(要修理品等倉庫) (旧恒温恒湿庫(小))	石膏・ 鋼鉄製等	OT	1	
7	N/S	自転車置場	鋼鉄製	OT	1	202倉庫裏
				OT	1	203倉庫裏

2.4 役務の内容

2.4.1 解体・撤去役務の内容

表 1-役務の対象品目の解体・撤去を行う。

また、コンクリート、コンクリートブロックを解体・撤去した場所については、フォークリフト等が通行できるよう、モルタル等で補修することとする。

a) アスベスト含有物付近の解体

付図 2 に示す回収作業室後方上部～南東プレハブ後方上部にかけての蒸気配管 2 本からアスベストが検出されたため、損傷や破損により飛散しないよう、蒸気配管 2 本にシートで覆う等の保護を実施し、飛散防止対策を講じること。

b) 分電盤箱が設置されている建屋の解体

201, 202 倉庫用の分電盤箱は、撤去しないことから、衝撃により破損や変形させないよう、シートで覆う等の対策を講じること。

2.4.2 建屋別解体撤去作業内容

各建屋別作業内容は、次のとおりとし、各箇所の建屋別の規格等に関しては、付表 1～8 のとおりとする。

a) 回収作業室 (表 1-1)

- 1) 空調設備 (配管, 架台含む。) のフロン回収及び撤去
- 2) 電気設備 (照明, 配線含む。) の撤去
- 3) 通信設備 (配線含む。) の撤去
- 4) 建屋解体 (出入り口扉, ガラス窓含む。)
- 5) 建屋出入口部のコンクリートの撤去

b) 南東プレハブ (表 1-2)

- 1) 空調設備 (配管, 架台含む。) のフロン回収及び撤去
- 2) 電気設備 (照明, 配線含む。) の撤去
- 3) 通信設備 (配線含む。) の撤去
- 4) ガス栓 (配管含む。) の撤去
- 5) 水栓 (配管含む。) の撤去

- 6) プレハブ建屋解体（出入り口扉，ガラス窓含む。）及び撤去
- 7) 建屋基礎部のコンクリート，コンクリートブロックの撤去
- c) **北側流し台（表 1-3）**
 - 1) 壁A（柱，梁含む。）の解体及び撤去
 - 2) 壁B（柱，梁含む。）の解体及び撤去
 - 3) 流し台（給水管，排水管及び水栓含む。）の撤去（側溝内配管は除く。）
- d) **旧利材課事務室（表 1-4）**
 - 1) 空調設備（配管，架台含む。）のフロン回収及び撤去
 - 2) 電気設備（照明，配線含む。）の撤去
 - 3) 通信設備（配線含む。）の撤去
 - 4) 雨水枡（コンクリート枡）の撤去（電動ポンプ含む。）
 - 5) 流し台（給水管，排水管及び水栓含む。）の撤去（側溝内配管は除く。）
 - 6) プレハブ建屋解体（出入り口扉，ガラス窓含む。）
- e) **旧恒温恒湿庫（大）（表 1-5）**
 - 1) 可動式積層棚の解体
 - 2) 空調設備（配管，架台含む。）の撤去（フロンは回収済）
 - 3) 電気設備（照明，配線含む。）の撤去
 - 4) 通信設備（配線含む。）の撤去
 - 5) 建屋解体（出入り口扉含む。）及び撤去
- f) **旧恒温恒湿庫（小）（表 1-6）**
 - 1) 内部鋼製棚の解体
 - 2) 空調設備（配管，架台含む。）のフロン回収及び撤去
 - 3) 電気設備（照明，配線含む。）の撤去
 - 4) 通信設備（配線含む。）の撤去
 - 5) 建屋解体（出入り口扉含む。）
- g) **自転車置場（表 1-7）**
 - 1) 鋼鉄製屋根，鋼鉄製壁及び鋼鉄製梁の解体
 - 2) 鋼鉄製支柱部の地面末端で切断

2.4.3 据付役務の内容

表 1-役務の対象品目の項目番号 6 の解体撤去後，鋼鉄製床面に，鋼鉄製の安全柵の据付を行う。（付図 4～7 参照）

また，西側に 3 m の開口部を設けるものとする。

2.5 下請負承認申請書の作成

受注者は，本役務の作業を第三者に行わせる場合は，**様式第 1** を作成し，契約担当官等に承認を得ること。

2.6 作業計画表

受注者は，契約決定後速やかに，作業日程について監督官と調整した上で，作業計画表（様式適宜）を作成し，監督官の承認を得ること。

また、本役務の作業日及び作業時間は、原則土曜日・日曜日及び祝祭日以外の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

なお、地震等の天変地異により本役務を実施できず、遅れが生じた場合は監督官と協議するものとする。

2.7 石綿含有事前調査

受注者は、関係法令に基づき事前調査等報告を官公署に報告及び監督官へ提出するとともに、写しを工事現場に据え置く。

また、調査結果報告の内容以外にアスベストの含有を疑われる物質を発見した場合は、速やかに監督官に通報する。

2.8 器材等

本役務に必要な器材及び消耗品は、受注者負担とする。

2.9 火気使用申請書の作成

受注者は、ガス及びサンダー等の火気（グラインダー等火花，熱を発生するものを含む。）を使用する場合は、**様式第 2** を作成し、契約決定後速やかに、監督官の承認を得ること。

2.10 フロン回収

受注者は、フロン回収実施後速やかに、破壊（再生）証明書を作成し、監督官に提出する。

なお、引取証明書については、フロン回収後 30 日以内に監督官に提出するものとする。

2.11 撤去品（発生材）調書の作成

本役務により生じた発生材については、撤去品（発生材）調書を作成し、監督官の承認を得た上で、官側が指定した場所に運搬し、引渡すものとする。

なお、詳細については、次による。

- a) 本役務により発生する産業廃棄物（木材類，ガラス類，石膏類，段ボール類，グラスウール類，発泡材類，プラスチック類及びコンクリート類），金属類に属する有価物（鋼鉄製類配線類，室内機類及び室外機類）を，それぞれ素材別に分別する。

なお、産業廃棄物か有価物か分別するにあたり、判別しがたい物に関しては、監督官に報告の上、分別するものとする。

- b) 長尺物（10m以上）は、5m未満に切断するとともに、官側の準備するパレット，メッシュパレットに集積し，シートで覆う等の飛散防止対策を実施するものとする。

- c) 重量測定は、監督官立ち合いのもと実施するものとする。

なお、測定機器は原則受注者側が準備するものとするが、準備することが困難な場合は、監督官に調整後、官側の保有する測定機器を使用できるものとする。

2.12 集積場所

本役務により撤去した物の一時集積場所は、官側が指定した場所とする。

2.13 作業報告書の作成

受注者は、本役務完了後速やかに作業報告書（様式適宜）を作成し、検査官へ提出すること。

なお、各履行場所ごと役務実施前、役務実施中及び役務完了後の状況写真を撮影し、作業報告書に添付するものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、この仕様書に基づき必要な指示、監督を行うほか、提出書類に対する書類審査を行う。

3.2 検査

検査官は、完成検査に立会い、履行場所内及び集積場所の状況を検査するほか、提出書類に対する書類審査を行う。

4 提出書類

提出書類は、表2のとおり。

表2－提出書類

番号	種類名	提出時期	部数	提出先	書式
1	着手届	契約決定後、速やかに	3	監督官経由 契約担当官等	海幕経第183号 書式第22
2	下請負承認申請書	必要の都度、速やかに	3		様式第1
3	火気使用申請書	契約決定後、速やかに	1	監督官	様式第2
4	撤去品（発生材）調書	役務完了後、速やかに	6	監督官	海幕経第183号 書式第24
5	事前調査等報告	契約決定後、速やかに	1	監督官	環境省様式
6	終了届	役務完了後、速やかに	3	検査官経由 契約担当官等	海幕経第183号 書式第22
7	破壊（再生）証明書	フロン回収後、速やかに	1	監督官	フロン排出抑制法に定める事項記載のもの
8	引取証明書	フロン回収後、 30日以内に	1	監督官	フロン排出抑制法に定める事項記載のもの
9	作業報告書	役務完了後、速やかに	2	検査官	様式適宜（状況写真を添付すること。）

注記1 提出書類には件名、契約番号、調達要求番号及び受注者名を明記すること。

注記2 提出書類はすべて、調達要求元を経由すること。

5 その他

5.1 管理

- a) 本役務の履行に伴い、作業員等が構内に入出入りする際は、その都度、正門警衛所で官側の定める所定の手続きを取り、官側の規則に従うものとする。

- b) 作業員は、常に身分を証明できるものを携帯することとする。
- c) 受注者は、電気配線等を撤去する際は、事前に監督官と調整を行うものとする。

5.2 安全

- a) 受注者は、構内の交通安全には十分留意し、受注者側により事故が発生した場合には受注者の責任において処理するものとする。
- b) 受注者は、本役務により作業を行う際は、関係者以外が立ち入らない様に、カラーコーン等で周囲に仮囲いを行うものとする。
また、解体する建屋から15mの範囲内の保管物品を、シートで覆う等の飛散対策を行うものとする。
- c) 受注者は、履行場所の床、壁面及び天井、周囲の保管物品及び官側が保有するその他の器具等を損傷させることがないように、対策を講じるものとする。
- d) 受注者は、ガス及びサンダー等の火気（グラインダー等火花、熱を発生するものを含む。）を使用する際は、消火器を備え火災防止に努めるものとする。
- e) 受注者は解体物が飛散しないよう、各日の作業終了後は固縛等の飛散防止を行うものとする。

5.3 保全

受注者は、本役務で知り得た官有施設、装備品の状況等の情報を第三者に漏洩してはならない。

なお、本役務の実施に必要な調整、撮影に使用のため、携帯型情報通信・記録機器及び可搬記憶媒体等（携帯電話、スマートフォン、PDA等のOA機器及びデジタルカメラを持ち込む際は、官側の保有する持込許可記録簿に記入し、監督官又は検査官の許可を得るものとする。

また、役務実施前、役務実施中及び役務実施後の状況写真の撮影については、会社が保有するデジタルカメラを使用し、監督官が立ち会いのもと実施するものとする。

5.4 損害

作業時は、養生、集積及び清掃を実施し、施設及び保管物品の保護に努めるものとし、万一施設、機器、物品に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、故意又は過失による場合は、受注者の責任で弁償復旧しなければならない。

5.5 疑義

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

下請負承認申請書

(様式第1)

令和 年 月 日

殿

会社住所

会社名

代表社名

印

契約番号

調達要求番号

下 請 負 承 認 申 請 書

の役務契約について、下記のとおり請負させたいので、
ご了承願います。

記

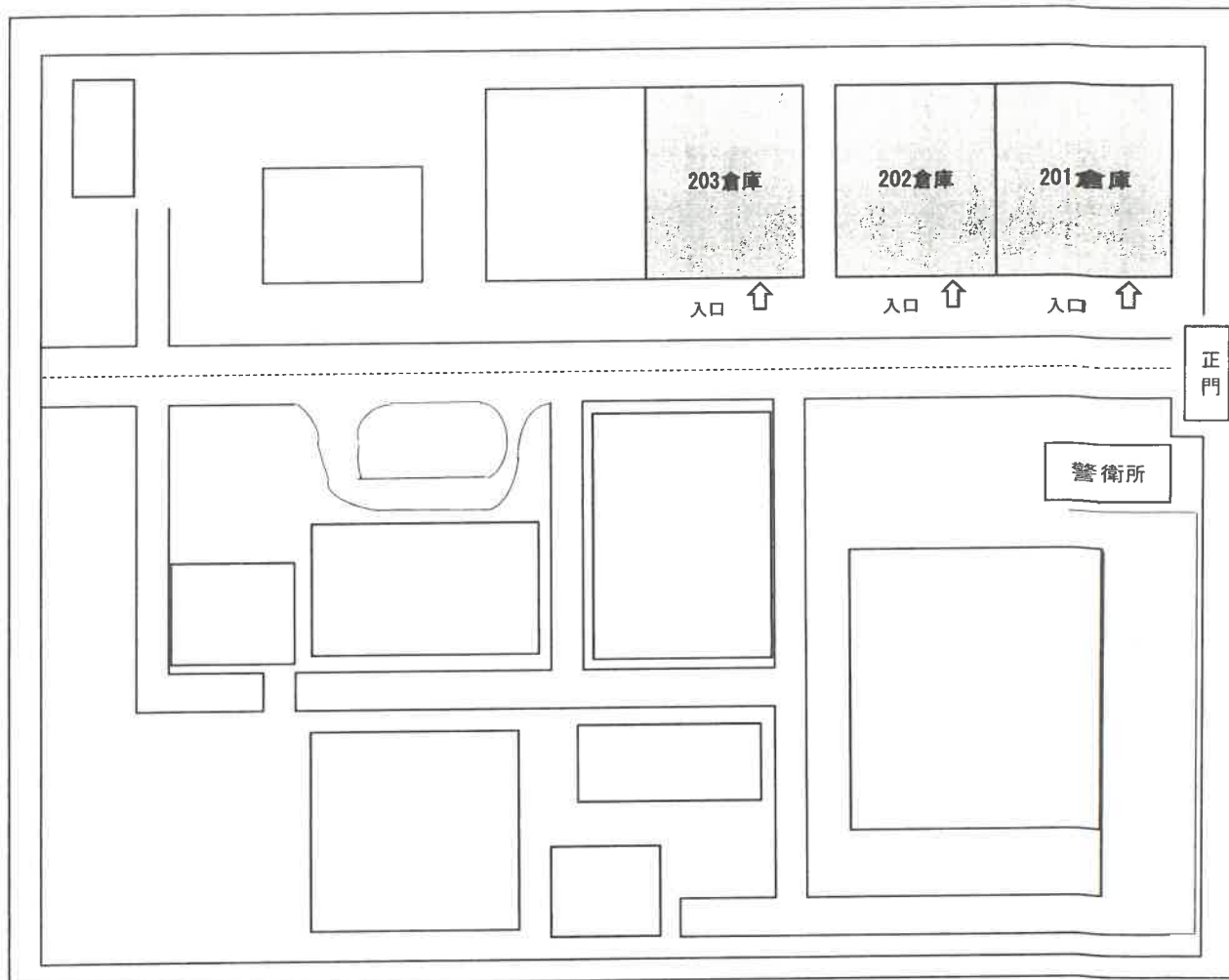
- 1 下請負させる会社の名称等
 - (1) 会社名
 - (2) 本社所在地
 - (3) 工場所在地
 - (4) 資本金
 - (5) 従業員数
- 2 下請負を必要とする理由
- 3 下請負を行わせる範囲

監督官確認印

上記のとおり、承認する。ただし、この承認により は、
この契約の義務とされている事項につき、その責を免れるものではない。

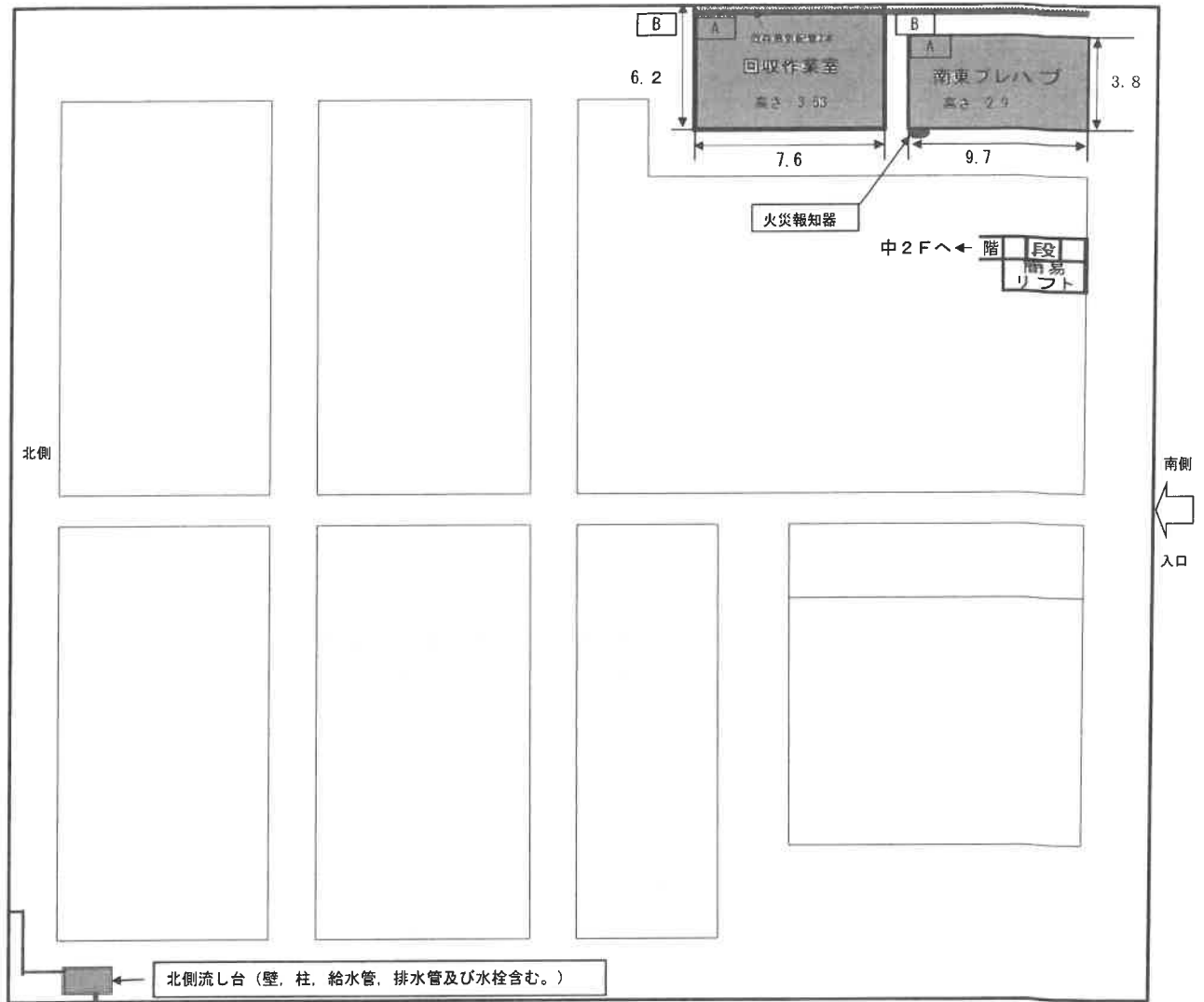
承認番号第 号

令和年月日



付図 1

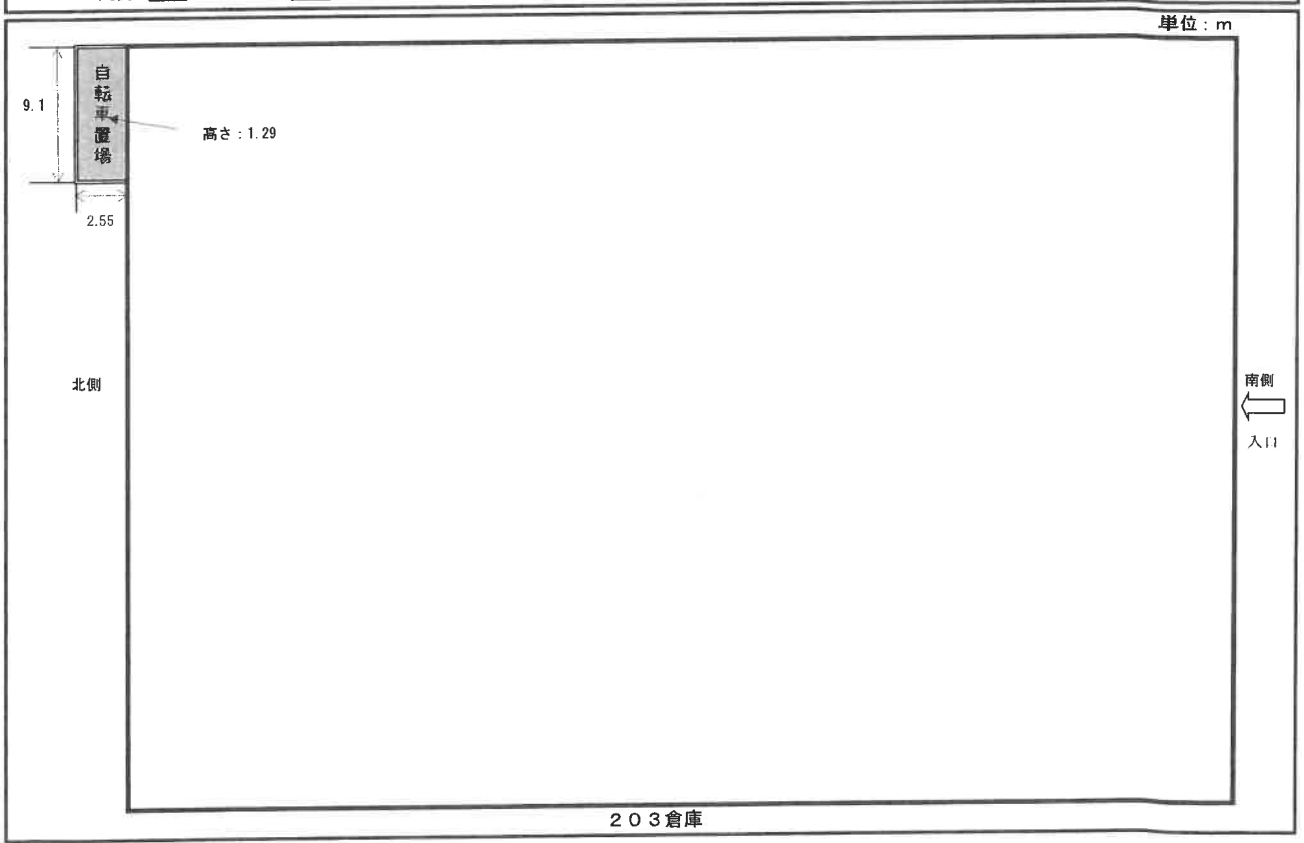
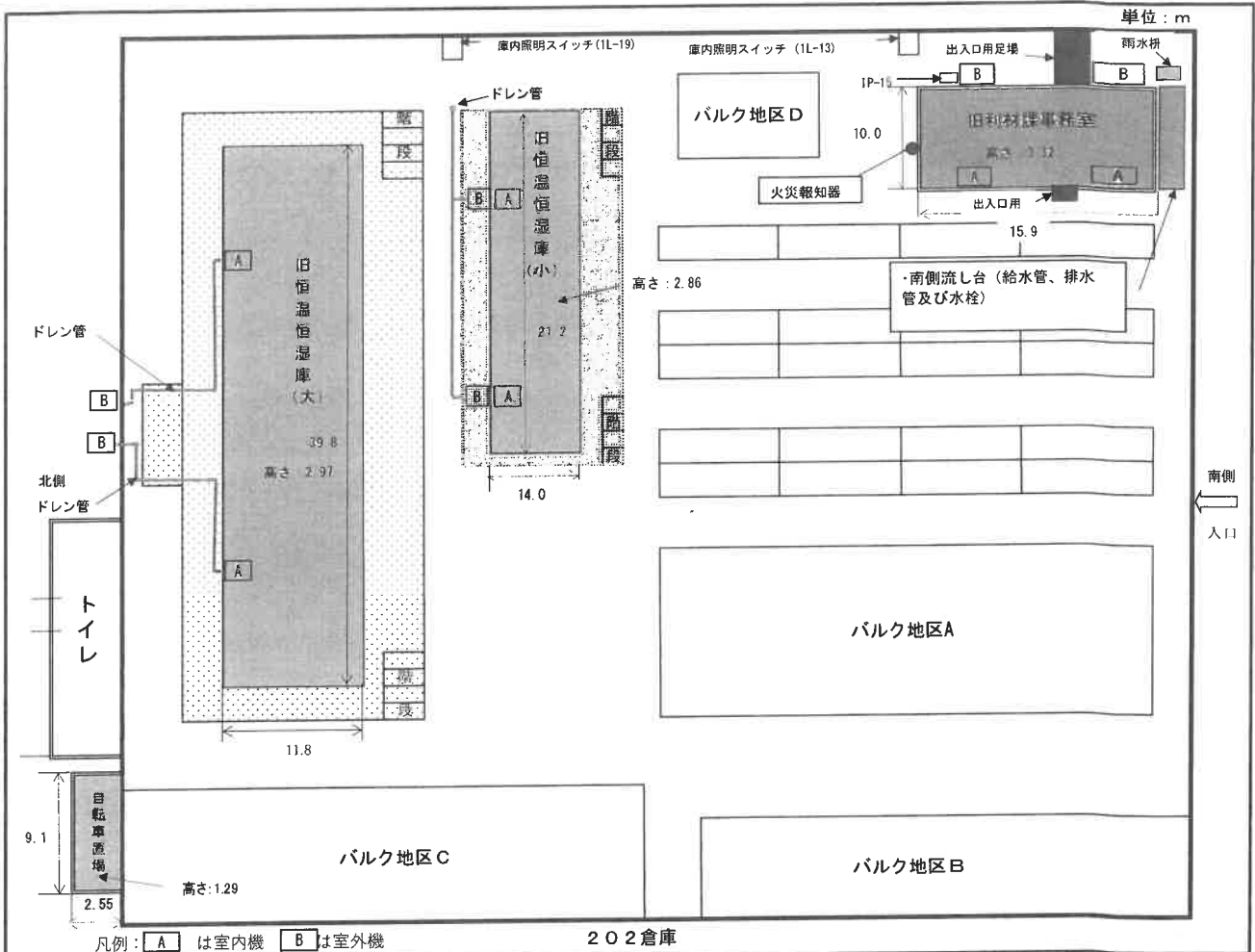
単位：m



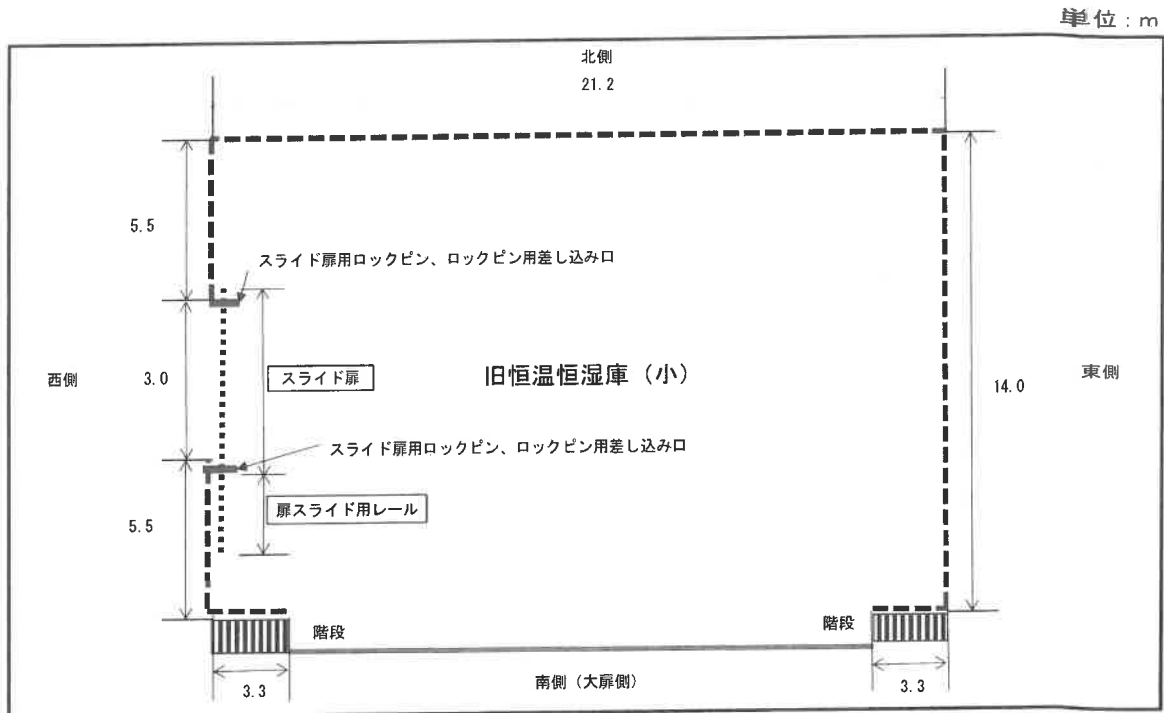
201倉庫

付図2

- 凡例
- A 室内機
 - B 室外機



付図3

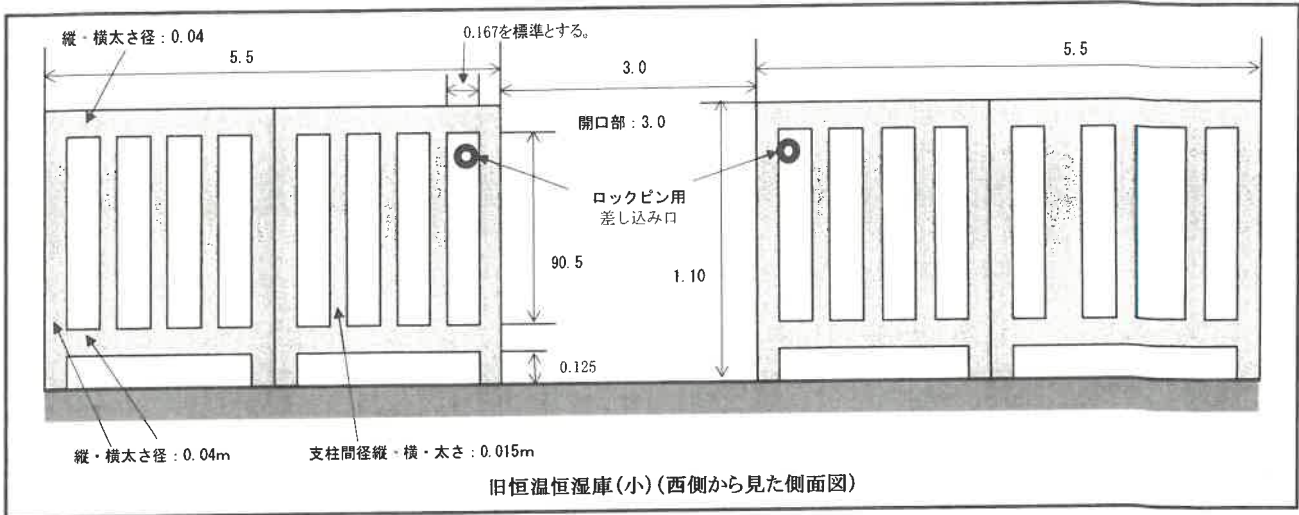


※ 材質はスチール製とし、据付後、既存の安全柵共に、黄色で塗装することとする。

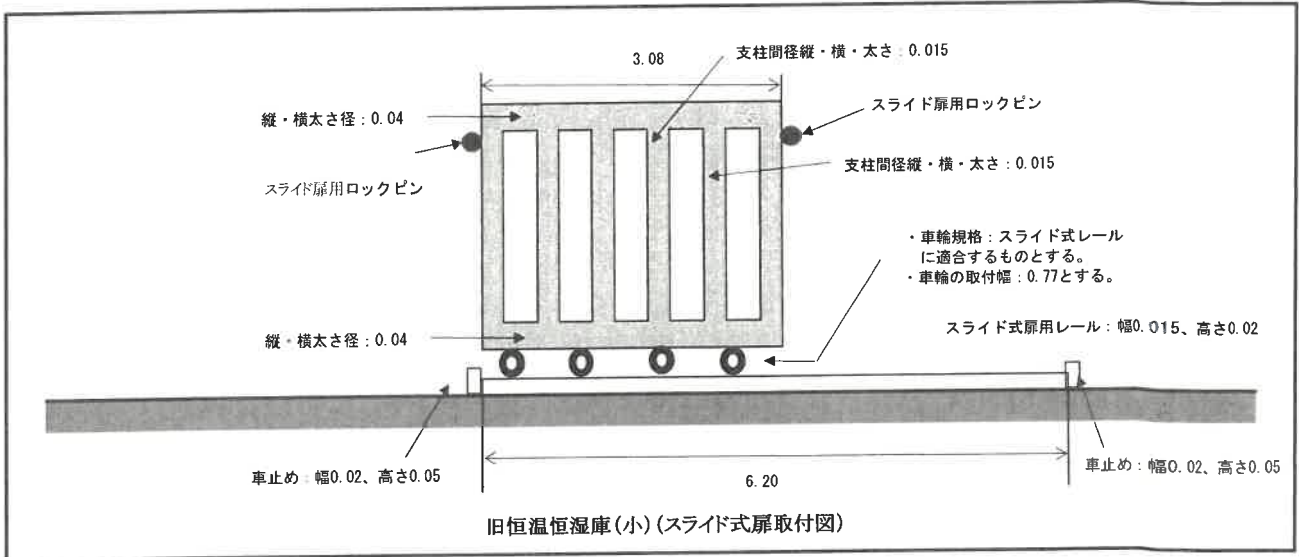
凡例： - - - - は安全柵を示す。

付図4

単位：m

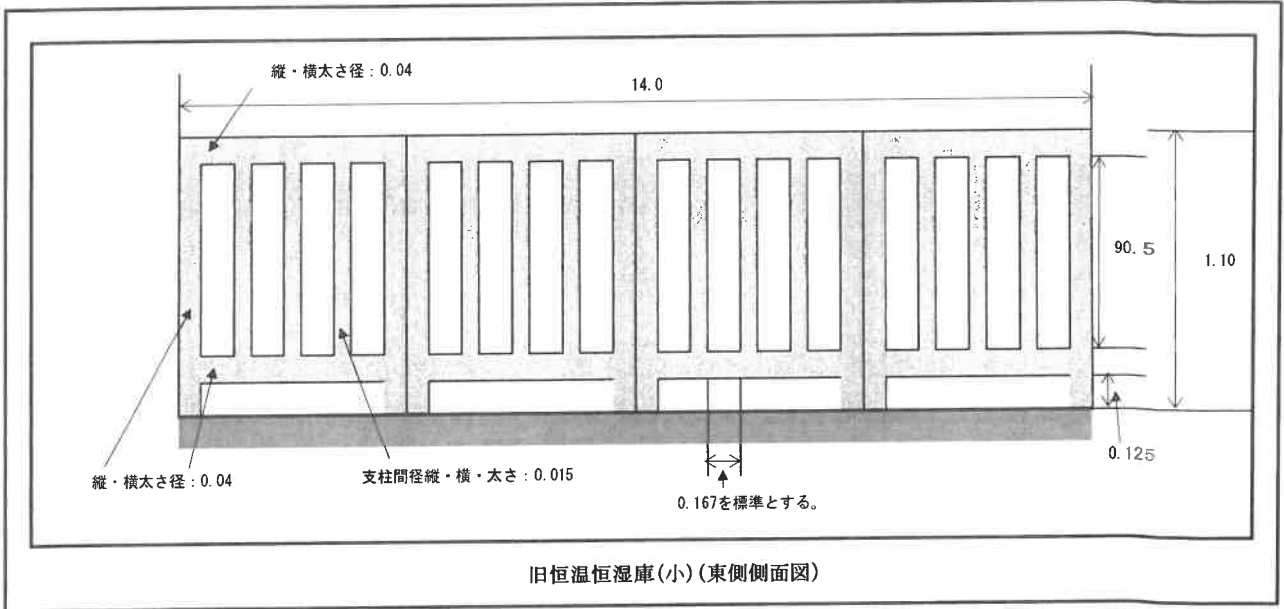


単位：m

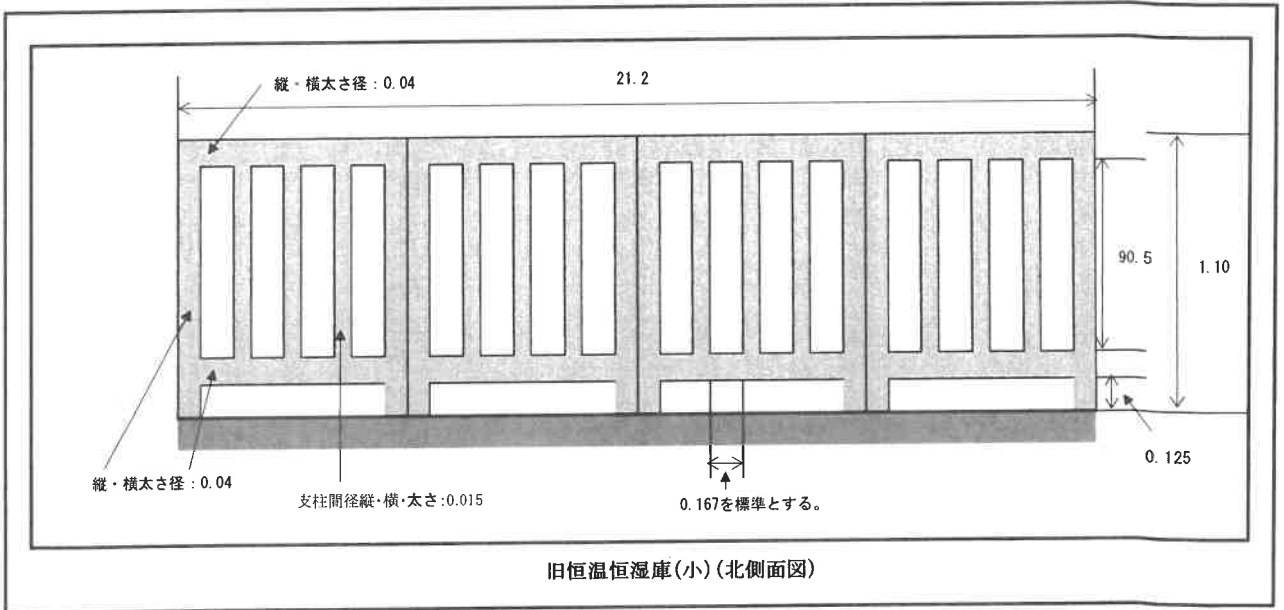


付図5

単位：m

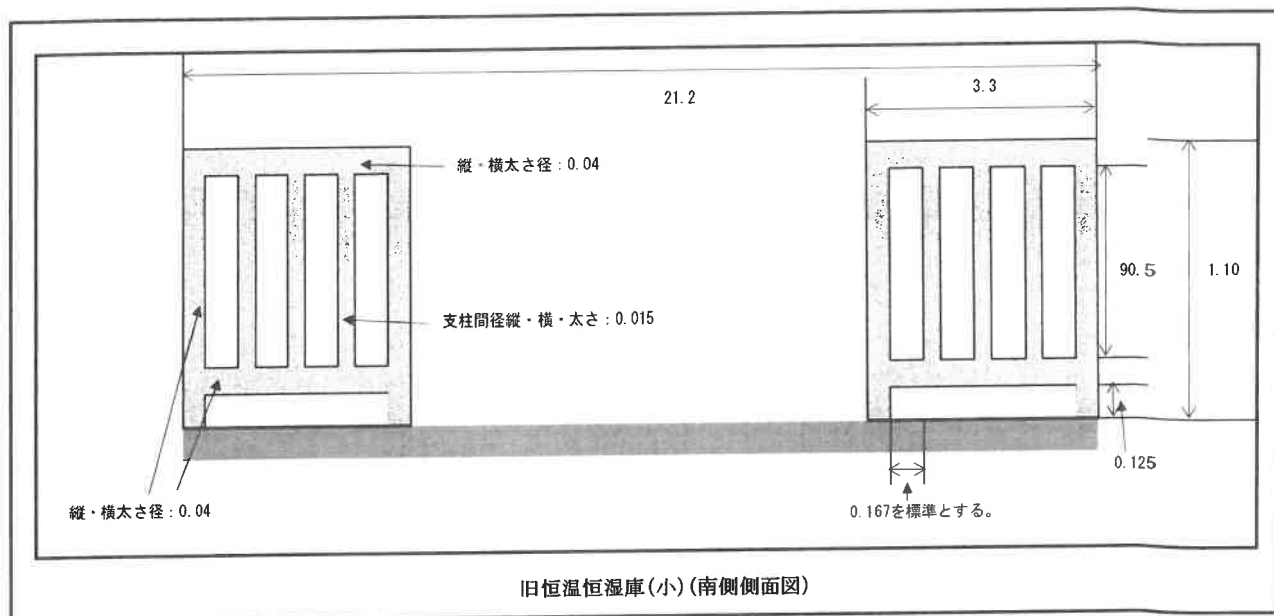


単位：m



付図6

単位：m



付図7

1. 回収作業室

番号	物品番号	件名	種類	単位	数量	サイズ
1	N/S	回収作業室 の解体・撤去	屋根(鋼製トタン)	OT	1	横 6.2m × 縦 7.6m × 厚み 0.05m
			壁(木製) 側面(左, 右)	OT	1	横 6.2m × 高さ 3.53m × 厚み 0.10m
			壁(木製) 側面(正面, 後面)	OT	1	横 7.6m × 高さ 3.53m × 厚み 0.10m
			天井(木製)	OT	1	横 6.2m × 縦 7.6m × 厚み 不明
			床(木製)	OT	1	横 6.2m × 縦 7.6m × 厚み 不明
			コンクリート(出入口下)	OT	1	横 0.66m × 高さ 0.1m × 奥行 0.33m
			窓1(ガラス・木製)	OT	1	横 1.72m × 縦 0.14m × 奥行 0.15m
			窓2(ガラス・アルミ製)	OT	2	横 1.72m × 縦 0.14m × 奥行 0.15m
			ブラインド1	EA	2	横 1.82m × 縦 1.26m × 厚み 0.05m
			ブラインド2	EA	1	横 1.60m × 縦 1.22m × 厚み 0.05m
			出入口	OT	1	横 0.81m × 縦 1.80m × 奥行 0.15m
2	N/S	照明器具の解体・撤去	蛍光灯(本体含む。)	OT	1	40W 長さ:1.23m
3	GLB 4120-915-94182	ルームエアコン, 壁掛型, 冷暖房用, 14畳の撤去 (冷媒回収含む。)	室内機	EA	1	横 1.37m × 縦 0.34m × 奥行 0.21m
			室外機	EA	1	横 0.92m × 縦 0.72m × 奥行 0.32m
			架台(強化プラスチック)	EA	2	横 0.08m × 縦 0.47m × 高さ 0.10m
4	N/S	電気・通信系ライフライン の解体・撤去	スイッチ	OT	1	横 0.05m × 縦 0.05m
			壁用コンセント	OT	6	横 0.05m × 縦 0.07m
			LAN用配線(壁づたい)	OT	1	長さ:不明
			放送用スピーカー	OT	1	横 0.46m × 縦 0.31m × 奥行 0.23m

※1 窓(木製ガラス製):1枚(全体計測) 横 0.88m × 縦 1.41m = 1.241m²
1枚(ガラス部のみ:8分割計測) 横 0.39m × 縦 0.30m = 0.117m²

※2 窓(アルミガラス製):1枚(全体計測) 横 0.86m × 縦 1.33m = 1.144m²
1枚(ガラス部のみ) 横 0.80m × 縦 1.23m = 0.984m²

※3 出入口扉(アルミガラス製):1枚(全体計測) 横 0.74m × 縦 1.75m = 1.295m²
1枚(ガラス部のみ) 横 0.64m × 縦 0.69m = 0.442m²

2. 南東プレハブ

番号	物品番号	件名	種類	単位	数量	サイズ
1	GLA 5450-161-01899	パーテーション型保管所の解体・撤去	屋根(鋼鉄製)	OT	1	横 3.8m × 縦 9.7m × 高さ 0.25m
			外壁(鋼鉄製) 側面(左, 右)	OT	1	横 3.8m × 高さ 2.52m × 厚さ 不明
			外壁(鋼鉄製) 側面(正面, 後面)	OT	1	横 3.8m × 高さ 2.52m × 厚さ 不明
			内壁(樹脂製) 側面(左, 右)	OT	1	横 3.8m × 高さ 2.30m × 厚さ 不明
			内壁(樹脂製) 側面(正面, 後面)	OT	1	横 9.6m × 高さ 2.30m × 厚さ 不明
			内壁(樹脂製) 真ん中境界(左)	OT	1	横 1.79m × 高さ 2.30m × 厚さ 0.06m
			内壁(樹脂製) 真ん中境界(中央)	OT	1	横 0.94m × 高さ 2.30m × 厚さ 0.06m
			内壁(樹脂製) 真ん中境界(右)	OT	1	横 1.76m × 高さ 2.30m × 厚さ 0.06m
			天井(樹脂製)	OT	1	横 3.8m × 縦 9.6m × 厚み 不明
			床(木製)	OT	1	横 3.8m × 縦 9.6m × 厚み 不明
			床(タイルカーペット)	OT	1	横 3.8m × 縦 9.6m × 厚み 0.05m
			コンクリート部	OT	8	横 0.38m × 縦 0.38m × 高さ 0.38m
			コンクリートブロック部	OT	16	横 0.19m × 縦 0.15m × 高さ 0.15m
			窓1(アルミ・ガラス製)	OT	3	横 1.71m × 縦 0.87m × 奥行 0.07m
			窓2(アルミ・ガラス製)	OT	2	横 1.12m × 縦 0.87m × 奥行 0.07m
			出入口(アルミ・ガラス製)	OT	1	横 1.76m × 高さ 1.91m × 奥行 0.14m
			勝手口(アルミ製)	OT	1	横 0.84m × 縦 1.9m × 奥行 0.11m
鏡	EA	1	横 0.36m × 縦 0.45m × 厚み 0.03m			
2	N/S	照明器具の解体・撤去	蛍光灯(本体含む。) (大部屋×6, 小部屋×3)	OT	1	長さ: 1.23m
3	GLB 4120-915-94182	ルームエアコン, 壁掛型, 冷暖房用, 14畳の撤去 (冷媒回収含む。)	室内機	EA	1	横 0.87m × 縦 0.28m × 奥行 0.18m
			室外機	EA	1	横 0.82m × 縦 0.27m × 高さ 0.55m
			架台	EA	2	横 0.40m × 縦 0.13m × 高さ 0.13m
4	N/S	電気・通信系ライフラインの解体・撤去	スイッチ	OT	2	横 0.07m × 縦 0.12m × 奥行 不明
			壁用コンセント×(大部屋×4)	OT	1	横 0.07m × 縦 0.12m × 奥行 不明
			ブレーカー(単体型)	OT	1	横 0.25m × 縦 0.35m × 奥行 0.12m
			主幹ブレーカー	OT	1	横 0.28m × 縦 0.30m × 奥行 0.65m
			LAN用配線箱	OT	1	横 0.25m × 縦 0.35m × 奥行 0.12m
			LAN用配線	OT	2	長さ: 不明
			光接続箱	OT	1	横 0.50m × 縦 0.50m × 奥行 0.14m
			電話端子盤	OT	1	横 0.07m × 縦 0.12m × 奥行 0.05m
放送用スピーカー	OT	1	横 0.25m × 縦 0.24m × 奥行 0.11m			
5	N/S	ガス系の解体・撤去	ガス栓・ガス管	OT	1	径: 0.02m 室内: 長さ 0.70m 室外: 長さ 5.76m
			ガス用ホース	EA	1	径: 0.02m 長さ: 0.06m
6	N/S	上水道系の解体・撤去	水道・水道管	OT	1	径: 0.02m 室内: 0.74m 室外: 長さ 4.51m
			排水管	OT	1	径: 0.06m 長さ 3.90m

※1 窓(アルミ・ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.85m × 縦 0.82m = 0.697㎡
1枚(ガラス部のみ) 横 0.81m × 縦 0.74m = 0.599㎡

※2 窓(アルミ・ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.56m × 縦 0.82m = 0.459㎡
1枚(ガラス部のみ) 横 0.51m × 縦 0.74m = 0.377㎡

※3 出入口扉(アルミ・ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.87m × 縦 1.81m = 1.575㎡
1枚(ガラス部のみ) 横 0.80m × 縦 0.85m = 0.680㎡

3. 北側流し台

番号	物品番号	件名	種類	単位	数量	サイズ
1	N/S	上下水道(北側用) の解体・撤去	壁A(ベニヤ)	OT	1	横 1.85m × 縦 1.83m × 厚み 0.01m
			壁A(柱)	OT	1	径 0.05m × 0.045m × 長さ 1.83m
			壁B(ベニヤ)	OT	1	横 2.45m × 縦 1.84m × 厚み 0.01m
			壁B(柱)	OT	1	径 0.05m × 0.045m × 長さ 2.45m
			流し台	EA	1	横 1.61m × 縦 0.55m × 高さ 0.74m
			水道(アルミ)	OT	1	径 0.02m 計 0.64m
			水道用(給水管)鋼鉄製	OT	1	径 0.25m 計 13.39m
			水道用(排水管)鋼鉄製	OT	1	径 0.05m 計 1.02m

4-1. 旧利材課事務室

番号	物品番号	件名	種類	単位	数量	サイズ
1	GLB 5450-161-01889	パーテーション型作業所の解体・撤去	屋根(鋼鉄製)	OT	1	横 10.0m × 縦 15.9m × 高さ 不明
			外壁(鋼鉄製) 側面(左, 右)	OT	1	横 9.24m × 高さ 3.32m × 奥行 不明
			外壁(鋼鉄製) 側面(正面, 後面)	OT	1	横 15.6m × 高さ 3.32m × 奥行 不明
			内壁(木製) 側面(左, 右)	OT	2	横 9.24m × 高さ 3.07m × 奥行 不明
			内壁(木製) 側面(正面, 後面)	OT	2	横 15.4m × 高さ 3.07m × 奥行 不明
			天井(石膏ボード)	OT	1	横 9.24m × 縦 15.4m × 厚み 不明
			床(木製)	OT	1	横 9.24m × 縦 15.4m × 厚み 不明
			床(タイルカーペット)	OT	1	横 9.24m × 縦 15.4m × 厚み 0.05m
			窓1(アルミ・ガラス製) (大部屋×4, 更衣室×2, 小出庫×2, 給湯室×1)	OT	1	横 1.70m × 縦 0.91m × 奥行 0.07m
			窓2(アルミ・ガラス製) 給湯室×1	OT	1	横 0.79m × 縦 0.91m × 奥行 0.07m
			出入口(アルミ・ガラス製) 正面, 後面	OT	1	横 1.68m × 縦 2.03m × 奥行 0.07m
			勝手口(アルミ・ガラス製)	OT	1	横 0.83m × 縦 2.04m × 奥行 0.07m
			内側用ドア(木製) (更衣室用×1, 小出庫用1, 給湯室用×1)	OT	1	横 0.81m × 縦 1.74m × 奥行 0.07m
			流し台(鋼鉄製)	EA	1	横 1.8m × 縦 0.57m × 高さ 0.89m
			流し台用足場(木製)1	OT	1	横 1.4m × 縦 4.4m × 高さ 0.4m
			流し台用足場(木製)2	OT	1	横 1.4m × 縦 0.37m × 高さ 0.25m
			出入口足場(木製)1	OT	2	横 1.84m × 縦 0.92m × 高さ 0.19m
			出入口足場(木製)2	OT	1	横 3.30m × 縦 1.54m × 高さ 0.06m 横 2.60m × 縦 1.19m × 高さ 0.06m
			収納棚(給湯室)	OT	1	横 0.61m × 縦 0.50m × 奥行 0.27m
			鏡1(更衣室)	OT	1	横 0.36m × 縦 0.46m × 厚み 0.06m
			鏡2(給湯室)	OT	1	横 0.46m × 縦 0.76m × 厚み 0.06m
ブラインド1(大部屋×4)	OT	1	横 1.25m × 縦 0.95m × 厚み 0.05m			
ブラインド2 (更衣室×2, 小出庫×2)	OT	1	横 1.70m × 縦 0.91m × 厚み 0.05m			
2	N/S	照明器具 の解体・撤去	蛍光灯(本体含む。) (給湯室×2, 大部屋×20 更衣室×3, 小出庫×1)	OT	1	長さ: 1.23m
3	N/S	エアコンの撤去 (冷媒回収含む。)	室内機	EA	2	横 0.51m × 縦 1.85m × 奥行 0.25m
			室外機	EA	2	横 0.88m × 縦 0.98m × 奥行 0.33m
			架台(コンクリートブロック)	EA	4	横 0.10m × 縦 0.42m × 奥行 0.18m
4	N/S	換気扇の撤去	更衣室×2, 小出庫×1, 給湯室×1	OT	1	横 0.35m × 縦 0.37m × 奥行 不明

4-2. 旧利材課事務室

5	N/S	電気・通信系ライフラインの解体・撤去	スイッチ1(大部屋×1)	OT	1	横 0.12m × 縦 0.12m × 奥行 不明
			スイッチ2 (給湯室×1, 更衣室×2 小出庫×1)	OT	1	横 0.07m × 縦 0.12m × 奥行 不明
			壁用コンセント (給湯室×5, 大部屋×6 更衣室×4, 小出庫×2)	OT	1	横 0.07m × 縦 0.12m × 奥行 不明
			床用コンセント(大部屋×10)	OT	1	径 0.11m × 高さ 不明
			主幹ブレーカー(更衣室)	OT	1	横 0.51m × 縦 0.33m × 奥行 0.07m
			電話(大部屋)	OT	1	横 0.08m × 縦 0.21m × 奥行 0.07m
			電話端子盤(大部屋)	OT	1	横 0.4m × 縦 0.5m × 奥行 0.13m
			放送用スピーカー(大部屋)	OT	1	横 0.45m × 縦 0.31m × 奥行 0.25m
6	N/S	上下水道(南側)の解体・撤去	雨水枡(コンクリート製)	OT	1	径 0.05m 横 0.76m × 縦 0.76m × 高さ 0.65m
			水道・給水管(塩ビ)アルミ及び塩ビ(給湯室の内側用)	OT	1	径 0.03m 計 2.45m
			水道・給水管(塩ビ)アルミ及び塩ビ(給湯室の外側用)	OT	1	径 0.03m 奥行0.14m 計 3.4m
			排水管(塩ビ)	OT	1	室内: 計 0.51m, 室外: 計 3.61m

※1 窓(アルミ・ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.853m × 縦 0.847m = 0.722㎡,
1枚(ガラス部のみ) 横 0.80m × 縦 0.758m = 0.606㎡

※2 窓(アルミ・ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.40m × 縦 0.847m = 0.339㎡,
1枚(ガラス部のみ) 横 0.348m × 縦 0.77m = 0.268㎡

※3 出入口(アルミ・ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.83m × 縦 2.00m = 1.66㎡,
1枚(ガラス部のみ) 横 0.71m × 縦 0.845m = 0.600㎡

※4 勝手口(アルミ・ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.78m × 縦 2.00m = 1.56㎡,
1枚(ガラス部のみ) 横 0.65m × 縦 0.845m = 0.549㎡

5. 旧恒温恒湿庫 (大)

番号	物品番号	件名	種類	単位	数量	サイズ
1	GLA 5450-161-01899	パーテーション型保管所の解体・撤去	屋根(鋼鉄製)	OT	1	横 11.85m × 縦 39.8m × 厚み 不明
			外壁(鋼鉄製) 側面(左, 右)	OT	1	横 11.85m × 高さ 2.97m × 厚み 不明
			外壁(鋼鉄製) 側面(正面, 後面)	OT	1	横 39.8m × 高さ 2.97m × 厚み 不明
			内壁(木製) 側面(左, 右)	OT	1	横 11.85m × 高さ 2.97m × 厚み 不明
			内壁(木製) 側面(正面, 後面)	OT	1	横 39.8m × 高さ 2.97m × 厚み 不明
			天井(木製)	OT	1	横 11.85m × 縦 39.8m × 厚み 不明
			出入口(アルミ・ガラス製) × 4	OT	1	横 1.87m × 縦 2.02m × 奥行 0.08m
2	N/S	可動式積層棚の解体・撤去	鋼鉄製棚No.1(73列)	OT	1	横 1.23m × 縦 2.66m × 奥行 0.63m
			鋼鉄製棚No.2(204列)	OT	1	横 1.21m × 縦 2.16m × 奥行 0.67m
3	N/S	照明器具の解体・撤去	蛍光灯(本体含む。) × 55	OT	1	長さ: 1.23m
4	GLB 4120-915-94182	ルームエアコンの撤去 (冷媒回収済)	室内機	EA	2	横 1.10m × 縦 1.84m × 奥行 0.45m
			室外機	EA	2	横 1.00m × 縦 1.60m × 奥行 0.79m
			架台(コンクリートブロック)	EA	4	横 1.21m × 縦 0.17m × 奥行 0.13m
5	N/S	電気・通信系ライフラインの解体・撤去	スイッチ	OT	5	横 0.08m × 縦 0.12m × 奥行 0.05m
			非常口灯	OT	3	横 0.22m × 縦 0.24m × 奥行 0.05m
			漏電ブレーカーNo.1	OT	2	横 0.41m × 縦 0.61m × 奥行 0.12m
			漏電ブレーカーNo.2	OT	1	横 0.30m × 縦 0.45m × 奥行 0.16m
			電話	EA	1	横 0.20m × 縦 0.25m × 奥行 0.07m
			電話線	OT	1	長さ: 不明
			放送用スピーカー	OT	1	横 0.25m × 縦 0.25m × 奥行 0.15m

※1 出入口(アルミ・網目ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.876m × 縦 1.945m = 1.7038㎡
1枚(ガラス部のみ) 横 0.76m × 縦 0.895m = 0.6802㎡

6. 旧恒温恒湿庫(小)

番号	物品番号	件名	種類	単位	数量	サイズ
1	GLB 9999-161-00119	恒温恒湿庫(要修理品等倉庫)の解体・撤去	屋根(鋼鉄製)	OT	1	横 14.0m × 縦 21.2m × 厚み 不明
			壁(鋼鉄製) 側面(左, 右)	OT	1	横 14.0m × 高さ 2.86m × 厚み 不明
			壁(鋼鉄製) 側面(正面, 後面)	OT	1	横 21.2m × 高さ 2.86m × 厚み 不明
			天井(石膏ボード)	OT	1	横 14.0m × 縦 21.2m × 厚み 不明
			出入口(アルミ・ガラス製)	OT	1	横 1.70m × 高さ 2.06 m × 奥行 0.06m
2	GLB 7125-915-72862	中軽量棚, 連結型, W900 × H2100 × D600以下の解体・撤去	鋼鉄製	EA	198	横 1.2m × 縦 2.11m × 奥行 0.47m
3	GLB 7125-915-67172	書庫9号, W900, 深型, 両開き戸の撤去	鋼鉄製	EA	1	横 0.90m × 縦 1.30m × 奥行 0.46m
4	GLX 7125-915-97572	書庫10号, W900, 引出型, 3段の撤去	鋼鉄製	EA	1	横 0.90m × 縦 1.14m × 奥行 0.46m
5	N/S	照明器具の解体・撤去	蛍光灯(本体含む。) × 30	OT	1	長さ: 1.23m
6	N/S	エアコンの撤去(冷媒回収含む)	室内機	EA	2	横 0.65m × 縦 1.78m × 奥行 0.30m
			室外機	EA	2	横 1.00m × 縦 1.43m × 奥行 不明
			架台	EA	4	横 不明 × 縦 不明 × 奥行 不明
7	N/S	換気扇の撤去		OT	2	横 0.35m × 縦 0.35m × 奥行 0.06m
8	N/S	電気・通信系ライフラインの解体・撤去	スイッチ	OT	2	横 0.13m × 縦 0.12m × 奥行 0.06m
			コンセント	OT	3	横 0.08m × 縦 0.13m × 奥行 0.06m
			非常灯	OT	2	横 0.22m × 縦 0.24m × 奥行 0.05m
			漏電ブレーカー	OT	2	横 0.50m × 縦 0.78m × 奥行 0.16m
			電灯盤	OT	1	横 0.35m × 縦 0.32m × 奥行 0.10m
			放送用スピーカーの撤去	OT	1	横 0.29m × 縦 0.22m × 奥行 0.13m
			LAN用配線(壁づたい)	OT	1	長さ: 不明

※1 出入口(アルミ・網目ガラス製): 1枚(全体計測) 横 0.843m × 縦 2.0m = 1.6860㎡
1枚(ガラス部のみ) 横 0.71m × 縦 0.94m = 0.6674㎡

番号	物品番号	件名	種類	単位	数量	サイズ
1	N/S	自転車置場の解体・撤去	屋根(鋼鉄製) (203倉庫裏×1)	OT	1	横 2.55m × 縦 9.1m × 厚さ 0.12m
			屋根(鋼鉄製) (202倉庫裏×1)	OT	1	横 2.55m × 縦 4.55m × 厚さ 0.12m
			壁(鋼鉄製) 側面(左, 右)×2	OT	1	横 2.06m × 高さ 1.29m × 奥行 0.06m
			壁(鋼鉄製) 側面(後面)×2	OT	1	横 9.1m × 高さ 1.29m × 奥行 0.06m
			柱(鋼鉄製) 側面(左×3, 右×3)×2	OT	1	横 0.06m × 高さ 2.15m × 厚さ 0.06m
			柱(鋼鉄製) (中央×4)×2	OT	1	横 0.06m × 高さ 2.15m × 厚さ 0.06m
			梁(鋼鉄製) 側面(正面, 後面)×2	OT	1	横 9.1m × 高さ 0.10m × 厚み 0.05m
梁(鋼鉄製) 側面(左右×2, 中央×2)×2	OT	1	横 1.75m × 高さ 0.12m × 厚み 0.06m			

※柱については、地面と同じ高さで切断。

送付のご案内

入札参加予定者各位	作成年月日	令和5年8月23日
	発信枚数	本紙を含む枚
発信者:〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 契約課契約班 飯田		
仕様書(内訳書)等の内容に 関する問合せ先	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処 担当課(担当者) 利材課 TEL:0438-23-2361 (内線) 5362,5363	

記

1	調達要求番号	05-1-2143-1621-0003-00
2	件名	201, 202 倉庫内等建屋の解体・撤去
3	市況価格調査書(下見積)の様式	様式は問いません。 (御社が通常作成されている見積書の様式で構いません。)
4	市況価格調査書(下見積)の提出先	航空補給処 原価計算課 山根・山田 (内線:5102、5101) FAX番号 0438-22-6913(手続簡素化のためFAX可) ※下見積は原価計算課へ提出してください。
5	市況価格調査書(下見積)の趣旨	原価計算課では入札に参加される皆様から市況価格の調査を実施し、契約の指標となる予定価格を算定いたします。 <u>以前に調達要求元へ提出された見積書は、予算の使用見込額を計算するためのものであり、予定価格を作成の都合上再度市況価格調査書(下見積)の提出をお願いいたします。</u>
6	市況価格調査書(下見積)及び同等品申請書の提出期限	令和5年9月1日(金)
7	入札日時	令和5年9月21日(木) 11時00分
8	入札場所	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 第1入札室
9	入札書作成要領	(1)入札書に記載する金額は税抜き金額です。 (2)入札が一回目で決まらない場合は2回目を実施する場合がありますので、入札書は最低でも2枚以上ご用意ください。 (3)入札を再度実施(2回目)しても応札されない場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入した辞退書も必要となります。 郵送にて参加される場合は、必ず辞退書を同封して下さい。
10	郵送による入札書の提出要領	入札書と辞退書を個別に封入し、調達要求番号・件名及び入札書、辞退書の区分、入札参加者名を記入して下さい。 各封筒を外封筒に封入し「入札書在中」と朱書きして、配達記録が残る方法(簡易書留郵便等)で送付してください。
11	郵送による入札書提出期日	令和5年9月20日(水) 17時まで
参加される際は現在の状況を鑑み、郵送札でのご参加にご協力頂けますようお願いいたします。		

海上自衛隊航空補給処
契約課 審査係 宛て
TEL : 0438-23-2361
(5085, 5087)
FAX : 0438-22-6913

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

調達要求番号	05-1-2143-1621-0003-00
件名	201、202倉庫内等建屋の解体・撤去等
入札日	R5.9.21

会社名	
電話番号	
FAX番号	
担当者	

▼本紙送付時には、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」も添付のほどよろしくお願ひ致します。

【記入例：郵送される場合は、金額を記載した入札書と金額欄に辞退と記載した入札書の最低2枚を送付してください。】

捨印を
押印して
ください。

書式第9

(入札)・見積書

¥ 〇〇〇,〇〇〇.-
(税抜き価格を記載)

調達要求番号 05-1-2143-1621-0003-00

履行期限	令和6年1月31日	履行場所	航空補給処			
件名・規格等	単位	数量	単価	金額	備考	
201, 202倉庫内等建屋の解体・撤去	式	1		〇〇〇,〇〇〇		
以下余白						
合		計		〇〇〇,〇〇〇		

3カ所に税抜き金額を記載
してください。
(同一の金額となります。)

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

(契約担当官等)

空白でお願いします。

※必ずFAXの送信履歴を
消して使用してください

住 社 所 〇×県△口市凸凹町1-23
会 名 株式会社 ☆〇工業
代 表 者 代表者取締役 ☆〇 太郎

印

印